

入間市から 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

一部の子育て
世帯の方へ

入間市子育て世帯生活支援特別給付金

問い合わせ こども支援課

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、児童一人当たり 5 万円の特別給付金を支給し、生活の支援を行います。

■支給対象者

◇低所得のひとり親世帯

18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで（特別児童扶養手当受給者については 20 歳未満）のひとり親家庭児童を監護・養育する方のうち、以下のいずれかに該当される方

- ① 児童扶養手当受給者【申請不要：6 月 24 日に支給済】
令和 4 年 4 月分の児童扶養手当の支給を受けている方
- ② 公的年金受給者【申請必要：7 月 1 日から受付開始】
公的年金等を受給していることにより、令和 4 年 4 月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方（「公的年金等」には、遺族年金、障がい年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。）
- ③ 家計急変者【申請必要：7 月 1 日から受付開始】
令和 4 年 4 月分の児童扶養手当の支給は受けないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

◇その他低所得の子育て世帯

- ① 令和 4 年 4 月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方で、令和 4 年度分の住民税均等割が非課税の方【申請不要：7 月中旬に振込予定】
- ② ①のほか、対象児童（令和 4 年 3 月 31 日時点で 18 歳未満の子（特別児童扶養手当受給者については 20 歳未満））の養育者で、以下のいずれかに該当する方【申請必要：7 月中旬から受付開始予定】
 - 1) 令和 4 年度分の住民税均等割が非課税の方
 - 2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和 4 年度分の住民税均等割が非課税の方と同様の事情にあると認められる方（家計急変者）

※ 2 つの給付金のうち、どちらか一方の給付金の支給を受けている場合、もう 1 つの給付金は対象外となります（併給不可）。

（例）児童扶養手当受給者として、ひとり親世帯分の給付金の支給を受けた方は、非課税の児童手当受給者であってもその他世帯分の給付金を受け取ることはできません。



ひとり親世帯



その他子育て世帯

支給要件や申請方法など、詳しくは市公式ホームページをご確認ください。

問い合わせ 地域保健課（健康福祉センター内 ☎ 2966-5556）

■新型コロナウイルスワクチン4回目接種を実施しています

市では、新型コロナウイルス感染症の重症化予防を目的に、新型コロナウイルスワクチン4回目接種を実施しています。

◇対象者

市内在住の、3回目接種から5ヶ月以上経過した、次のいずれかに該当する方

- ・60歳以上の方
- ・18歳以上60歳未満の方で、基礎疾患を有する方・その他重症化リスクが高いと医師に認められた方（対象となる基礎疾患は、市公式ホームページ、市コールセンター（☎ 0570-012894）、広報いるま号外第25号でもご確認ください）



対象となる
基礎疾患

◇予約には接種券が必要です

毎週火曜日、3回目接種から概ね5ヶ月を経過する対象者に順次接種券を発送しています

【基礎疾患を有する方等への接種券送付】

下記に該当する18歳以上の方で、3回目接種から概ね5ヶ月を経過する方には、市から接種券が発送されます（対象は令和4年4月1日時点）。

- ・精神保健福祉手帳交付者 ・療育手帳交付者 ・自立支援医療受給者（「重度かつ継続」該当者）
- ・身体障害者手帳交付者（じん臓機能障害1級のみ）
- ・特定疾病療養受療証交付者（入間市国民健康保険／治療内容が透析の方のみ）
- ・1・2回目接種時に基礎疾患を有する方として、電子申請（LOGOフォーム）または市コールセンターにて申込みされた方

それ以外で、基礎疾患等を有する方は厚生労働省のサイト「コロナワクチンナビ」または市コールセンターにて申し込みをしてください。

※申込先が、電子申請「LOGOフォーム」から「コロナワクチンナビ」に変更になりました。

【市コールセンター】

☎ 0570-012894

受付：月曜日から土曜日（祝休日を除く）
午前8時30分～午後5時15分

ナビ
コロナ
ワクチン



■予約はインターネットか電話でお取りください

【インターネット予約】

市公式ホームページ（ワクチン接種4回目予約専用ページ）から予約サイトへアクセスしてください。



【コールセンターでの予約】

☎ 0570-012894

※通話料がかかります

受付 月曜日から土曜日（祝休日を除く）
午前8時30分～午後5時15分

◇臨時相談窓口でも4回目接種の予約等が相談できます

受付場所 市役所1階 市民ギャラリー

受付時間 午前9時00分～午後5時00分

電話番号 2964-1111

（土日・祝日は除く）

※支所・公民館でも相談をお受けします（電話相談不可）。

※お手元に接種券を持ってご相談ください。

■4回目接種 実施医療機関（令和4年7月以降）

	医療機関名	使用ワクチン
豊岡	豊岡整形外科病院 (60歳以上)	モデルナ
	豊岡第一病院	
	原田病院	
	あたごクリニック	ファイザー
	入間黒須クリニック	
	太田医院	
	かたぎりクリニック	
	小室医院	
	鈴木内科医院	
	寺師医院	
	豊岡クリニック	
	はせがわクリニック	
	林医院	
	メディカルパーク入間	
	山岸内科クリニック	
東金子	入間ハート病院	モデルナ
	金子病院	
	入間台クリニック	

	医療機関名	使用ワクチン
二本宮	下枝医院	ファイザー
	小林病院 (18歳の方は保護者同伴)	モデルナ
藤沢	荒井医院 (40歳以上)	ファイザー
	いるまクリニック	
	澤田医院	
	すずらんクリニック	
	松風荘病院	
	はなわ内科・胃腸内科クリニック	
	本田小児科内科クリニック	
西武	西武入間病院	モデルナ
	西武クリニック	ファイザー
	細谷医院	
	吉田産科婦人科医院	

※ワクチンの供給状況等により実施医療機関が変更となる場合があります。

※基礎疾患をお持ちで掛かりつけが市外にある場合などは、市外での接種も可能です。詳しくは、医療機関のある自治体のホームページ等をご確認ください。

■4回目接種 集団接種会場（公共施設）

会場	接種日
金子公民館	7月31日(日)、8月28日(日)

会場	接種日
東藤沢公民館	8月7日(日)、8月21日(日)

※使用するワクチンはモデルナです。

※2会場ともエレベーター・多目的トイレは設置されています。

■1・2回目、3回目、小児接種も引き続き受け付けています

接種を希望される方は、インターネットまたは市コールセンター（☎0570-012894）で予約をお取りください。



※接種は強制ではありません。
効果と副反応を理解したうえで
ご判断ください。

市民の皆さまへ

「労働相談」夜の時間帯も相談できます

問い合わせ 商工観光課

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により労働条件が変更になった方や突然の解雇など、労働に関する悩みを専門の相談員がアドバイスします。

(実施日 第1木曜日：16：00～19：00、第3木曜日：13：00～16：00)

詳しくは、市公式ホームページをご確認ください。



HP(労働相談)

市民の皆さまへ

規模を縮小・内容を変更して万燈まつりを開催します

問い合わせ 地域振興課

今年は、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底したうえで、規模を縮小・内容を変更して開催します。

開催日時 令和4年10月22日(土) 10：00～18：00

交通規制 9：00～19：00

会場 ひばり通り、茶の花通り、彩の森
入間公園、産業文化センター

詳しくは、ホームページをご確認ください。



万燈まつりHP

実施する感染対策(一部)

- ・入場口で検温・消毒を実施します
- ・接触確認アプリCOCOAを事前にインストールしてからご来場ください
- ・飲酒、酒類の持ち込み・販売は禁止します

7月20日
申込締切!

募集

コロナ禍 失業者等支援緊急雇用事業

会計年度任用職員(パートタイム職員)を募集します

問い合わせ 人事課

新型コロナウイルス感染症拡大により、失業または就職ができず困難な状況にある市民を、会計年度任用職員(パートタイム職員)として任用します。

対象は、市内在住者(入間市に住民登録がある方)で、次の要件のいずれかを満たす方

- ◇新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、企業から解雇された方
- ◇昭和45年4月2日から昭和61年4月1日の間に生まれた方で正規雇用での就労をしていない方
- ◇大学等を令和4年3月に卒業した方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により企業等から採用の内定を取り消された方

勤務要件等の詳細は市公式ホームページまたは人事課に用意している募集案内をご確認ください。



HP(会計年度任用職員募集)

住民税非課税世帯等の皆さまへ

1世帯あたり10万円

令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

◇対象 令和4年度から新たに住民税非課税となった世帯

問い合わせ 臨時特別給付金担当

◇受給手続き【申請締め切り：令和4年9月30日まで】

令和4年6月1日において入間市に住民票があり、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯には、7月上旬に市役所から確認書を送付しますので、返送してください。

ただし、令和3年12月11日から令和4年6月1日までの間に入間市に転入した方がいる世帯等には確認書を送付できません。該当する世帯は申請が必要です。

令和3年度住民税非課税世帯等として臨時特別給付金をすでに受給している世帯は対象外です。

詳しくは
HPから!



広報いるまや SNS でも新型コロナウイルスに関する情報を発信しています。ご確認ください。

発行日 令和4年7月9日 発行 入間市 編集 危機管理課

〒358-8511 入間市豊岡 1-16-1 ☎ 04-2964-1111